



東近江市社会福祉協議会東近江市地域福祉活動応援助成要綱

(はじめに)

この助成事業は東近江市のみなさまにご協力いただく「赤い羽根共同募金」を財源としています。

(目的)

第1条 この要綱は、東近江市を良くするしくみとして、東近江市内で取り組む地域福祉活動を応援するための助成事業として必要な事項を定める。本助成事業を通じて、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が策定した第3次地域福祉活動計画の推進を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、次の各号全てに該当するボランティアグループ、地域団体、福祉団体、NPO法人、社会福祉法人等とし、自治会及び地区社会福祉協議会は対象外とする。

- (1) 東近江市内を活動拠点とする非営利団体で、継続的に活動を展開している、若しくは今後継続的に活動を展開する見込みがあること
- (2) 地域や団体の課題に応じた活動を展開し、事業成果が見込めること
- (3) 事業の実施に必要な資金の確保が困難であること

(助成対象期間)

第3条 この助成は当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象にする。

(助成対象事業と助成金額)

第4条 助成対象事業及び助成金額は下表のとおりとし、1団体につき対象事業毎に1事業を限度とする。ただし、審査により申請額から減額となる場合がある。また、本会の予算額の範囲内で助成決定することから、上限額に満たないことがある。

なお、申請事業においては、本会や東近江市、その他団体等からの助成の重複は認めない。また、地区住民福祉活動計画の推進に関する活動は対象外とする。

対象事業		助成金額	対象となる事業の例
(1) 福祉人材の 育成事業	福祉や地域福祉課題について知る・学ぶ・理解する福祉教育や、地域福祉活動に関わる人材を増やすための研修会、講座、講演会等 ※団体メンバー・関係者のみを対象にした事業は対象外	助成金額の上限は50,000円とし、助成対象経費総額の4/5(100円未満切捨)を助成する。	・子ども、住民を対象にした福祉学習会や懇談会 ・認知症研修会や対応訓練 ・地域福祉課題を考える学習会 ・多文化共生の研修会 ・ボランティア人材育成講座 など
(2) つながりづくり事業	地域における「人と人のつながり」や「顔の見える関係づくり」をすすめるための事業 ※“つながり”をつくるための事業助成であることから、 <u>年3回以上開催する事業を対象に</u> します。	助成金額の上限は30,000円とし、助成対象経費総額の4/5(100円未満切捨)を助成する。	・コミュニティカフェ ・介護予防教室 ・世代間交流 ・見守り訪問活動 ・子育てサロン ・当事者サロン など

(3) 暮らしづらさ サポート事業	東近江市内における暮らしづらさを抱える方をサポートする活動や、しくみづくり ※生活困窮者支援に関する活動は「生活困窮問題に取り組む活動を応援する助成」を活用ください。	助成金額の上限は50,000円とし、助成対象経費総額の4/5(100円未満切捨)を助成する。	・生活支援 (お話相手、ゴミ出し、買い物、調理、草刈り等) ・移動支援 ・障がい児者、高齢者、子どもの暮らしづらさをサポートする活動 など
-------------------------	--	--	--

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は下表のとおりとし、助成事業を実施するために直接必要な経費のみとする。

なお、団体の運営のための経費(団体構成員の人件費・謝礼、事務所などを維持するための経費、団体の事務機器等(パソコン、プリンター、カメラ、プロジェクター等)の備品購入経費など)、飲食に関わる経費(会議の茶菓子代、食事に関する経費や食材料費)は対象外とする。(飲食に関わる経費は自己負担若しくは自主財源を充当ください。)

対 象 経 費	内 容
諸謝金	外部講師・外部団体への謝礼、交通費 等
旅費交通費	道路等使用料、公共交通機関利用料等(ガソリン代は対象外)
消耗品費	事務用品(コピー用紙、インクリボン等)、材料費等
通信運搬費	切手、はがき等(事業に関するもののみ)
印刷製本費	コピー代、チラシ・ポスター・資料等の作成経費
手数料	振込手数料等
保険料	傷害保険、行事保険等 (ボランティア活動保険は対象外)
使用料及び賃借料	事業開催時の会場の使用料、器具等の借用にかかる経費
器具備品費	事業実施に不可欠な1万円以上の器具備品の購入経費 ※ただし、器具備品費における助成金額は、器具備品費以外の対象経費の助成金額を超えない範囲とする。

(助成申請及び申請受付期間)

第6条 助成申請については、下記の申請書類を当該年度の4月1日から5月15日(土日祝の場合はその翌日)までの期間に本会に提出するものとする。

- (1) 助成事業申請書(様式1)
- (2) 団体の活動内容が分かる資料
- (3) 見積書若しくはカタログ ※器具備品費がある場合

(助成の決定)

第7条 助成の決定は、審査委員会でも可否を決定し、助成決定通知書(様式2)又は不決定通知書(様式3)を交付する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は概算払いとし、助成決定後、助成金交付請求書(様式4)の提出のあった日の翌月20日までに交付する。ただし、支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日に交付する。

(助成事業の変更)

第9条 助成事業の申請内容が当初の計画からやむを得ず変更する場合で、次の各号に該当する場合は、事前に地域福祉活動応援助成変更申請書(様式6)を本会に提出し承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容が当初の計画から大幅に変更がある場合
- (2) 助成金額が当初の計画から3割程度の減額がある場合

(助成事業の報告及び精算)

第10条 助成事業完了後速やかに、事業年度を超える場合は翌年度4月10日(土日祝の場合はその翌日)までに助成事業報告書(様式5)、領収書又はレシートの写し、事業の写真やプログラム、「ありがとうメッセージ」を本会へ提出するものとする。また、助成事業報告により助成金に余剰金がある場合は助成金を返還するものとする。報告書の内容や写真は本会広報紙や共同募金ホームページ「はねっと」等に掲載する場合がある。

(助成金の取消・返還)

第11条 会長は、助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の取消又は返還を求めることができる。

- (1) 助成金が目的外に使用された場合
- (2) 虚偽の申請・不正な手続きにより交付を受けた場合
- (3) 助成事業の遂行する見込みがなくなった場合
- (4) 構成メンバーに反社会的勢力に関係する者がいる場合

(広報及び募金活動への参加)

第12条 助成を受けた団体は、実施する事業が赤い羽根共同募金による助成事業であることを、次にあげる方法等により周知しなければならない。また、実施事業等で募金活動に取り組むなど、共同募金運動に積極的に参加するものとする。

- (1) 事業名、プログラム・案内通知等には必ず「赤い羽根共同募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に共同募金による助成事業であることを周知する。
- (2) 購入した器具備品には、必ず共同募金受配シールを貼付する。
- (3) 団体が発行する広報誌や、SNS等で事業の周知や報告を行い、必ず「赤い羽根共同募金助成事業」であることを発信する。

(追加募集)

第13条 申請状況により、追加募集を行うことがある。当該年度12月15日から3月31日の間に実施する活動を対象とし、助成の申請については、当該年度の10月20日(土日祝の場合はその翌日)までの期間に第6条第1項第1号から第3号の申請書類を本会へ提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

この要綱は令和6年4月1日より施行する。

この要綱は令和7年4月1日より施行する。